

## 同性介助の指針

### (1) 指針の趣旨

人権尊重の視点に立ち同性介助に意識的に取り組む施設の姿勢が、利用者本位の「より良いケア」へとつながる重要な礎ととらえ、職員一人ひとりが誠意をもってケアに取り組む環境を醸成することを目的とする。

#### 〈基本的な考え方〉

- ・人権尊重の観点から同性介助を原則とする。
- ・異性介助は例外とし、やむなく対応する場合（条件）を限定的とする。
- ・利用者と職員の男女比率や社会通念を鑑み、女性利用者への男性職員の関わり方に重点を置く。

### (2) 同性介助を原則とするケアの場面

- ・清潔援助のうち 入浴介助、清拭、更衣
- ・排泄介助のうち 陰部洗浄、おむつ交換、トイレ介助
- ・医療的行為のうち 本人もしくは保護者が望む場合  
導尿、尿管カテーテル挿入・抜去、坐薬挿入、浣腸、軟膏等の処置（胸部(女性に限る)、陰部、臀部)

### (3) 同性職員のみで対応できない場合の対応

- ・同性職員のみで対応できない場合は、女性職員、男性職員で、ケアのペアを組む。
- ・体幹(胸部、臀部)や陰部などに触れたり、当該部位が視野に入るような介助は、同性職員が行い、洗髪や姿勢保持など補助的な介助を異性職員が行うよう配慮する。

### (4) 異性職員による介助がやむを得ない場合

- ・他の利用者の容態急変など緊急時対応が並行して行われ、同性職員の確保が困難な場合（処置・搬送など）
- ・夜勤時間帯で、人員配置が女性職員1名、男性職員2名となった場合
- ・感染症の発生など臨時、緊急的な事情等により、通常の職員配置の確保が著しく困難となった場合
- ・その他、これらに準ずるものとして、別に定める場合

### (5) 継続的な検証とケアの質の向上

- ・上記を基本とするが、原則どおり同性介助を行う場合はもとより、やむを得ず異性介助となる場合も、丁寧なケアに努めなければならない。
- ・利用者様のご家族や保護者の方の意向を丁寧にくみ取り、社会的通念や要請などに十分な注意を払いながら、指針の内容について継続的に検証を行い、ケアの質の向上を目指す。